

# 「自治力UP」推進会議（第1回）

日時 平成21年8月18日（火）  
午後4時から  
場所 区役所9階 901会議室

## 次 第

---

### 委嘱状伝達式

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 区長あいさつ

### 第1回会議

- 1 委員の紹介
- 2 会長・会長代理選出
- 3 会議の傍聴について
- 4 「新しい協働の仕組み」に向けたこれまでの取組みについて
- 5 自治力UP推進関連事業の今後の進め方について
- 6 （仮称）「自治力UP」地域会議の基本的枠組みについて
- 7 その他

---

### 【配付資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 「自治力UP」推進会議設置要綱
- 資料3 傍聴規程（案）
- 資料4 「新しい協働の仕組み」に向けたこれまでの取組みについて
- 資料5 「自治力UP」関連事業の今後の進め方について
- 資料6 （仮称）「自治力UP」地域会議の基本的枠組みについて（素案）

参考資料 協働に関わる地域課題と方向性について（専門部会より） 第3回協議会資料

## 「自治力UP」推進会議 委員名簿

	氏名	団体等	役職
1	中村 年春	大東文化大学経済学部	教授
2	原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部	准教授
3	小林 保男	板橋区町会連合会	副会長
4	新妻 康宏	社団法人 板橋産業連合会	副会長
5	小原 貢久	板橋区商店街連合会	副会長
6	大野 武夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	会計監査
7	川原 清美	板橋区立小学校PTA連合会	副会長
8	植田 康嗣	板橋区立中学校PTA連合会	会長
9	河野 寛	いたばし総合ボランティアセンター	会長
10	芝間 好	板橋区老人クラブ連合会	常任理事
11	能見 京子	板橋区民生・児童委員協議会	会長職務代理
12	佐藤 宏子	区民公募委員	区民
13	杉浦 典和	区民公募委員	区民
14	安井 賢光	板橋区副区長	区職員

「自治力UP」推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた地域社会の実現に向け、区と区民だけでなく区民同士も含め、それぞれの特性を発揮しながら力を合わせて身近な問題を解決する新しい協働の仕組み(以下「新しい協働の仕組み」という。)を構築し、推進するための具体的な枠組みを協議するため、「自治力UP」推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・協議を行うものとする。

- (1) 新しい協働の仕組みを構築し、推進するための、地域における体制(関係づくり)に関すること。
- (2) その他、新しい協働の仕組みの推進のために必要なこと。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する15名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関連団体の代表
- (3) 区民公募委員
- (4) 区職員
- (5) その他区長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。

(会長及び権限)

第5条 会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会の会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 庶務 )

第 7 条 会議の庶務は、政策経営部政策企画課が処理する。

( 委任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、政策経営部長が定める。

付則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 0 日から施行する。

## 「自治力UP」推進会議傍聴規程

(平成21年8月18日 会長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、「自治力UP」推進会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号)に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、「自治力UP」推進会議会長(以下「会長」という。)に対して、会議開始時刻までに書面(別記様式1)により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券(別記様式2)の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、会議の会場に入室することができない。

3 会長は、会議を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、政策企画課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第4条 会長は、会議を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号)に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。

- ( 8 ) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- ( 9 ) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他会議の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、会議会場においては、会長及び会議の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- ( 1 ) 傍聴券を携帯していない者。
- ( 2 ) 異様の扮装をなした者。
- ( 3 ) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- ( 1 ) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- ( 2 ) 会長が会議を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び会議会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 会議の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成21年8月18日から施行する。

「新しい協働の仕組み」に向けたこれまでの取り組みについて

1. 自治力UP推進協議会について

少子高齢化など社会状況が大きく変化する中で、地域社会の多様化・複雑化する課題を解決するために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概に溢れた自治力豊かなまち“板橋”を実現することを目的として、平成19年11月に「自治力UP」推進協議会（以下「協議会」という）を設置して2年間にわたり検討し、その最終報告が平成21年1月にまとめられた。

この最終報告を受け、区は、報告の最も大きな柱である「『自治力UP』地域会議（仮称）」の設立に向けた「『自治力UP』推進会議」を設置するとともに、庁内に「自治力UP」推進検討会を設置して、提言の具体化に向けた検討を進めていく。

なお、提言の中にある「自治基本条例等の制定」については、「自治基本条例等検討委員会」を立ち上げ、その方向性・制定方法等について別途検討する予定である。

2. これまでの経緯

時 期	事 項	内 容
平成17年10月	基本構想策定	個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスをめざす「新しい公共」の実現が時代の要請であり、それらの担い手が活発に活動できるよう、協働の仕組みづくりに努める、とした（6. 構想実現のために（1）区民と行政との協働関係の形成）
平成18年1月	基本計画策定	「区民と行政との協働関係」を、計画推進のために必要不可欠なものとして明示した（第5章計画推進のために1. 区民と行政との協働関係の形成）
平成19年11月	協議会の設置	新しい協働関係を形成し、地域の諸課題を解決する方策を検討するため、協議会を設置した
平成20年1月	いたばし 1 実現プラン改革編	区長マニフェストに示す「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた、自治力の向上をめざす改革の取り組みとして協議会を盛り込んだ
平成20年2月	協議会専門部会の設置	新しい協働関係を形成することによって自治力を向上させていくうえでの課題等を整理、平成20年9月に報告した
平成20年10月	協議会中間報告	
平成21年1月	協議会最終報告	
平成21年3月	公開シンポジウム	3月28日（土）文化会館大会議室 参加者120人 テーマ「新しい協働と参加によるまちづくり」 基調講演とパネルディスカッション
平成21年8月	「自治力UP」推進会議設置	「自治力UP」地域会議（仮称）の基本的枠組みを定め、モデル実施に結びつけるための会議体を設置した

### 3. 協議会の提言の概要

報告書は、「協働の推進」「『自治力UP』に向けて」「新しい協働の仕組みに向けて」の3章構成となっている。

#### 協働の推進

協働とは、地域社会の多様な主体同士が共通の目的を達成するため、それぞれが自らの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持って、自主性を尊重しながら協力しあったり、補完しあったりすることである。

今後、地域社会の課題がますます複雑化・多様化していく中では、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティア等の多様な主体間における協働が、ますます重要になってきている。協働を推進していくにあたって、各主体が協働の意義と一定のルール（基本原則・活動領域・協働の形態）を共通認識として持つことが不可欠である。

#### (1) 協働を進めるうえでの基本原則

相互理解の原則、 目的・評価共有の原則、 役割分担明確化の原則、  
情報公開の原則、 自立の原則、 対等の原則

#### (2) 協働の活動領域

区民の活動領域...区民が自主的に行う活動

協働の活動領域

A 区民が主となり、区が協力して行う活動

B 区民と区が対等に協力して行う活動

C 区が主となり、区民が協力して行う活動

区の活動領域...区の責任により区が独自に行う活動

#### (3) 区民と区との協働の形態

協働型委託（提案型）、 協働型委託（地域型）、 アダプト制度、  
協力、 共催、 補助、 後援

#### 「自治力UP」に向けて

「自治力UP」が実現している地域社会の姿は以下のとおりである。

(1) 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持って、力を合わせて身近な問題を解決している。

(2) 地域の共通課題や目標に向けては、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどの多様な団体がそれぞれの特性を發揮しながら「新しい協働の仕組み」を形成し、取り組んでいる。

(3) 町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどの各主体が、それぞれの課題や実態を踏まえて目標の実現に取り組んでいる。

## 新しい協働の仕組みに向けて

### 1 「新しい協働の仕組み」とは

#### (1) 地域における体制

地域住民の自主的・自律的な活動を基本とした「新しい協働の仕組み」を構築するには、協働を推進していくための関係づくりを進めることが必要である（「関係づくり」の視点）。

#### (2) 区の支援・推進体制

協働の活動領域における地域の多様な主体の活動を支援する環境づくりを進めるため、区の積極的な支援・推進体制を早急に整備していくことが必要である（「環境づくり」の視点）。

#### (3) 協働を推進していく制度

区には区民参加推進規程などが整備されているが、さらに協働を推進するため、新たな条例・制度などの必要性についても検討していくことが必要である（「行政の見直し」の視点）。

### 2 「新しい協働の仕組み」の実現に向けての提言

#### (1) 関係づくり

##### 「自治力UP」地域会議（仮称）の設置

地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための場の設定が、協働を拡充していくうえでの端緒になる。地域の共通課題や目標に向けて、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどが、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力して取り組んでいく「協働の場」をつくる。

##### 情報の共有

地域の実情・課題・地域活動に関する情報について、地域の多様な主体が共有するとともに、住民にも周知し、地域への関心を喚起する。

##### 家庭・学校・地域の連携・協力

防災活動などへの地域の関心向上、地域活動への中学生の参加の促進、公共のモラルなどの規範意識の向上を図る。

##### 町会・自治会の活性化

地域活動への参加と活動の輪を広げていくために、居住歴等が浅い住民等（以下「新しい住民」）の町会・自治会への加入を促進するとともに、団塊の世代等の参加を促進する。

##### 地域社会の一員としての役割

新しい住民や企業などに、地域の一員としての活動を活発化するよう、促していく必要があるため、商店、企業等及び新しい住民や団塊の世代等の地域活動への参加を促進

する。

#### 多様な主体との連携・協力

防災や青少年健全育成など地域の重要な課題に地域の総合力を発揮するために、NPO・ボランティアや産業界の町会・自治会活動への参加を促すなど、団体間の連携・協力を促進するとともに、大学の地域活動への参加、防災・防犯活動への産業界の積極的な参加を促進する。

### (2) 環境づくり

#### 地域センターの役割と機能

「自治力UP」を実現するための地域活動の拠点として、地域の多様な主体間の交流や連携・協力を促進していく機能を充実させていくため、地域の多様な主体が自主的・自律的に地域の課題に取り組んでいく姿勢を培う方向を基本として、地域の多様な主体が幅広く参加できる体制づくりを進める。

#### コーディネーターの養成

地域の多様な主体間の調整や行政とのパイプ役、さらには合意形成などへの支援を担っていくコーディネーターの発掘や計画的な養成を検討するとともに、コーディネーターが十分に機能を発揮できる環境を整備する。

#### 人材の活用

地域活動に携わる諸団体に共通する人材不足に対応するため、スポーツ団体やPTAなどの地域活動の担い手を青少年健全育成地区委員会、町会・自治会などの運営に登用するなど、幅広く持続可能性のある人材活用を図る。

#### 区民の意識改革の促進

より多くの区民が協働についての理解を深めるため、区民が気軽に参加できる講座などを開催するとともに、各種講座で地域活動について学ぶ場を設ける。

#### 町会・自治会への支援

地域の中核的な団体である町会・自治会のさらなる活性化のために支援を促進するとともに、新しい住民などの町会・自治会活動への参加促進を支援する。

#### 地域活動の場の整備

地域住民による自主的な公共施設の管理運営のあり方を検討する。

#### いたばし総合ボランティアセンターの役割と機能

NPO・ボランティアの専門性などの発揮が期待される中で、地域センターとの連携・協力など地域との関わりを強化するとともに、協働を推進するコーディネーター機能や人材養成機能を高める。

### (3) 行政の見直し

#### 個人情報保護制度の見直し

災害時の要援護者などの個人情報の取り扱いについて、地域活動を促進する観点から再検討する。

#### 地域における事業の見直し

地域活動における類似・重複事業などを調整し、円滑な地域活動を促進するため、協働の観点から地域活動にかかわる事業・補助金などの支援のあり方について検討する。

#### 協働推進体制の整備

協働を推進していくための組織のあり方や地域センターの組織としての役割と機能の見直しを検討するとともに、協働に関する職員の意識啓発を行う。

#### 自治基本条例等の制定について

条例等の制定は住民、議会等の幅広い参加による十分な検討が必要となるため、さらに「参加」と「協働」を促進する観点から、条例の制定などについても検討が望まれる。

### 3 地域の主要な課題への取り組み

「3つのナンバーワン」の各分野における地域の主要課題への取り組みについて、早急に解決することが必要であるとして、具体的な方策の提言を行った。

#### (1) 青少年健全育成について

地域の子どもたちの減少、学校選択制の導入、板橋区版放課後対策事業（あいキッズ）の実施など、子どもたちを巡る環境が著しく変化している中で、今後の青少年健全育成の方向性について再検討する必要がある。

##### 【方策】

- 板橋区版放課後対策事業（あいキッズ）のスタートを契機に、いきいき寺子屋事業や青少年健全育成地区委員会への委託事業との調整を図る。
- 家庭・学校・地域のコミュニケーションを深める関係づくりを進める。

#### (2) 産業の活性化について

商店会や企業などの社会貢献活動をさらに促進していくためには、商店会や企業などの社会貢献活動に対する関心を高めていくだけでなく、地域社会から見ても商店会や企業などと連携して、まちづくりを進めていくことが必要である。

##### 【方策】

- 商店会や企業などの地域活動を促進する環境を整備する。
- 町会・自治会等と商店会・企業等との連携を強化する。

#### (3) 防災活動について

地域の防災活動を担っている団体に共通する悩みである団員の不足や高齢化などに対して、今後の活動の継続を考えると早急な対応が必要である。

##### 【方策】

- 産業界との連携など、幅広い地域住民が参加できるよう体制の整備を図る。
- 小学生から防災教育を実施するなど、青少年への啓発を図る。

自治力UP推進関連事業の今後の進め方について

1 「関係づくり」(「自治力UP」推進会議)

(1) 目的

地域における「新しい協働の仕組み」づくりに向けた推進体制の具体的な枠組みを決定する。

(2) 推進会議での具体的な協議内容

テーマ：「自治力UP」地域会議（仮称）のあり方について

「自治力UP」推進協議会報告書の提言では、地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための「協働の場」である「自治力UP」地域会議（仮称）(以下、「地域会議」という。)の設置を打ち出している。

この報告を受け、板橋区における地域会議のあり方について共通認識を持つとともに、その基本的な枠組み等を定め、地域において主体的に「地域会議」を設置する気運を高めていく。

(3) 議題

地域会議の基本的な枠組みについて

地域会議にある程度の公共性を持たせるとともに、区民から信頼と信用を得られる仕組みとするためには、地域の範囲など、区内全域において地域会議を設置するうえでの共通の基本的なルールが必要である。そのため、さまざまな課題・論点を整理し、基本的な枠組みを決定する。

地域会議のモデル実施地域について

本年度中に地域会議のモデル実施する地域を決定する。

(4) 会議予定

回	月 日	主な議題予定
第1回	8月18日	地域会議の基本的枠組みについて 事務局の素案（課題の抽出・提示）
第2回	9月16日 （水）予定	地域会議の基本的枠組みについて 課題を踏まえた事務局案の修正 他自治体の事例研究
第3回	10月	地域会議の基本的枠組みについて 課題を踏まえた事務局案の修正 行政の見直し、環境づくりの取組み状況について モデル実施地域の考え方について
第4回	11月	地域会議の基本的枠組みの決定について モデル実施地域の選定について（候補地域の提示、決定）

## 2. 「関係づくり」 (「地域会議ワークショップ」)

### (1) 目的

地域会議のモデル実施地域での、地域会議に盛り込まれる内容、必要な支援のあり方等についてワークショップ形式により検討し、地域会議のモデル実施に向けて準備を行う。

### (2) 内容

- ・モデル地域の範囲の詳細な決定
- ・地域会議での主な会議テーマ等の検討
- ・その他、地域会議に必要とされる諸条件の検討

### (3) ワークショップのメンバー

地域会議モデル実施に向け、地域会議に積極的に関与しようとする主要メンバー（運営準備委員）

### (4) ワークショップの進め方

まず、当地域における地域会議のあり方について考え方を共有するための会合を数回開催し（地域センターのあり方検討会にある「地域情報連絡会」に相当する位置づけ）、その後、モデル実施に向けた主要メンバーによるワークショップを展開する。ワークショップの運営は基本的に地域の主体的な判断に任せるが、必要に応じて区からコーディネーターを派遣する。

## 3. 「環境づくり」と「行政の見直し」(「自治力UP」推進検討会)

### (1) 設置目的

「自治力UP」推進協議会報告の提言を受け、協働の活動領域における地域の多様な主体の活動を支援する環境作り（「環境づくり」）を進めるため、区の積極的な支援・推進体制を整備するとともに、協働を推進するための新たな制度（「行政の見直し」）について検討するための庁内組織である「自治力UP」推進検討会を設置する。

### (2) 主な検討内容

推進検討会で検討するもの（5項目）

- ・「自治力UP」地域会議（仮称）の基本的な枠組み
- ・地域センターのあり方について
- ・地域活動の場の整備
- ・地域活動を支援する仕組み
- ・コーディネーターの養成

所管する各課において検討し、推進検討会に報告を求めるもの（7項目）

- ・区民・区職員の意識改革の推進
- ・町会・自治会への支援
- ・いたばし総合ボランティアセンターの役割と機能

- ・個人情報保護制度の見直し
- ・地域の主要な課題への取り組み(青少年健全育成)
- ・地域の主要な課題への取り組み(産業の活性化)
- ・地域の主要な課題への取り組み(防災活動)

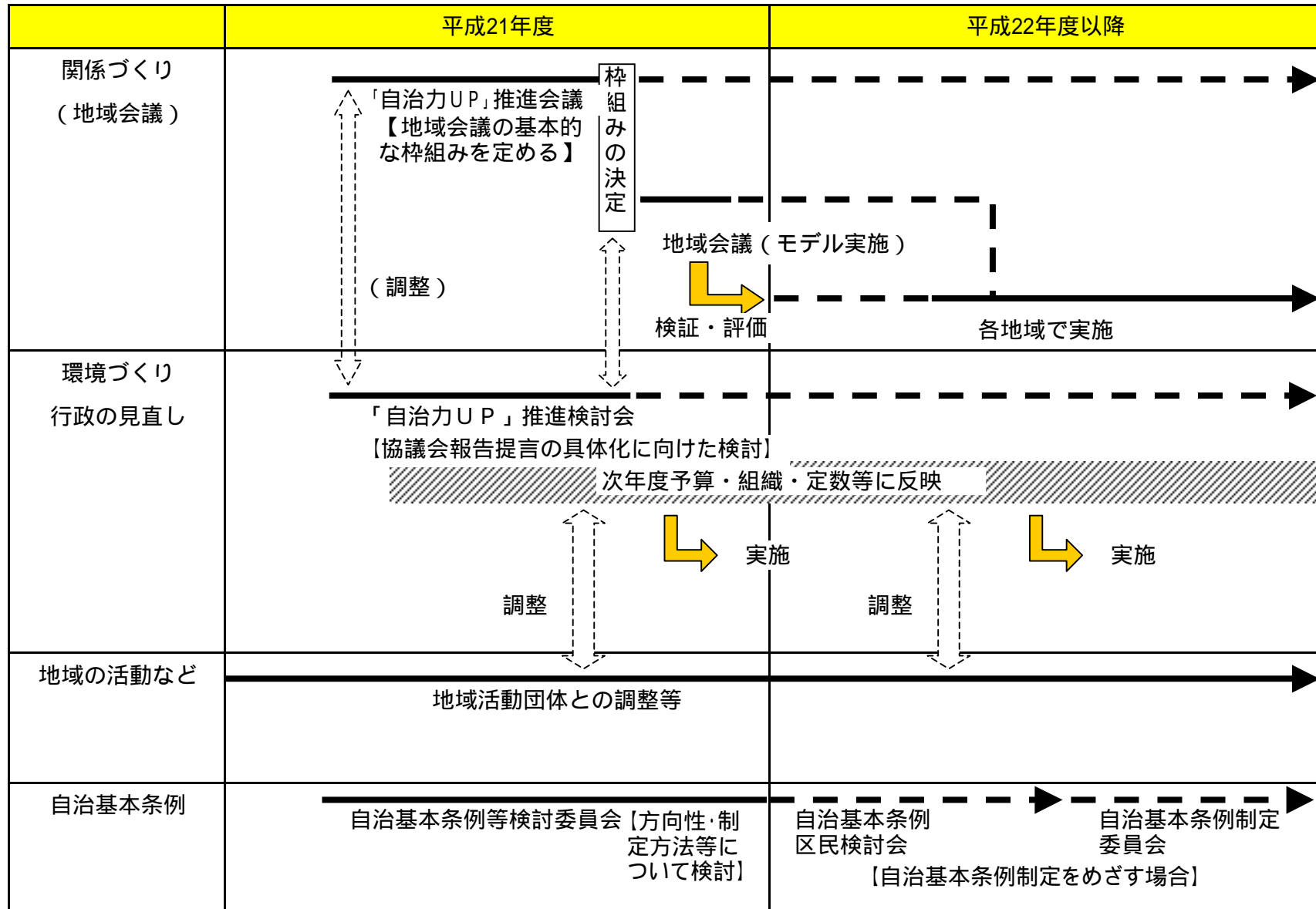
(3) 会議

推進会議と並行しながら開催し、11月の庁議を目途に方向性を出す。

4. スケジュール案

別表のとおり

「自治力UP」に向けた今後のスケジュール



「自治力UP」地域会議（仮称）の基本的な枠組みについて（素案）

1 「自治力UP」推進協議会（以下、「協議会」という）が提言する「自治力UP」地域会議（仮称）（以下、「地域会議」という）の方向性

（1）地域会議が提言された経緯

区では町会・自治会をはじめとして、さまざまな団体が積極的に活動し、地域福祉の向上に多大な貢献をしている。しかし、それらの活動の担い手でもある、協議会専門部会の委員の方々から「地域活動の担い手の高齢化」、「住民の無関心」、「情報が共有できない」など、地域コミュニティの現状に関する数多くの課題が提示された（参考資料）。

専門部会の報告（平成20年8月）では、これらの現状と課題に対応して「自治力UP」を実現するためには、さらに新しい組織や機関を設置するのではなく、既存の団体や機関を「協働の場」に引き込み、互いに補完しあうことで潜在的な資源や力を引き出すことができるような「新しい協働の仕組み」が必要である、とし、この考え方を受けて、協議会の提言となったものである。

（2）地域会議の目的

地域の多様な主体が  
情報を共有し、  
意識の啓発を図りながら、  
共通の課題の解決に向かって、  
対等な立場で連携・協力する

関係を構築するために、「協働の場」として地域会議の設置を提言。

（3）会議の主体、参加者

地域住民及び地域の多様な主体。幅広い層の参加を呼びかけるとともに、参加しやすい仕組みが必要  
コーディネーターの機能（地域の多様な主体間の調整や行政とのパイプ役、合意形成などへの支援を担う）

（4）拠点

地域センターの役割と機能（「新しい協働の仕組み」の中心的な場としての役割と機能が求められる）

推進協議会での地域会議のイメージ図（別図参照）

## 2 他の自治体の例（別表参照）

板橋区が設置を検討している「地域会議」に類する会議体は、23 区内にいくつかの事例があり、古くは 1970 年代に目黒区（「住区住民会議」）と中野区（「住区協議会」）が住民参加の場づくりとして設置した。最近では新宿区が特別出張所単位で地区協議会を立ち上げ、豊島区でも地域協議会の設置を準備しており、自治基本条例でその位置付けを明確化している（新宿区もその方向で策定中）。

また、調布市が設置を進めている地区協議会は、地域が主体となって設置しているネットワーク組織であり、市内全地区において設置されてはいないが（平成 21 年度において小学校地区単位 20 か所中 9 か所）その趣旨や設置目的などは協議会が提言する地域会議に似ている。

## 3 地域会議の基本的な考え方

### （1）目的・性格

#### 組織の位置付けと公共性

【地域の主体性の尊重と公共性の確保】

地域が主体となって設置する「ネットワーク組織」として位置付けるが、地域に共通する公の課題を協働によって解決していくという目的から、地域住民から認知され、信頼と信用を得るためのある程度の公共性が必要である。

新宿区の地区協議会は、「区政参画及び地域課題の解決の場」として設置し、策定を予定している自治基本条例上の組織として明確化することを目標とする。

豊田市の地域会議は、地方自治法上の地域自治区の地域協議会として位置付ける。調布市の地区協議会は、「市民が自主的に『地域のまちづくり』を実践する場」として位置付け、一定条件のもとに設置する協議会を市が認定し、支援する（要綱）。

#### 既存団体との関係

【既存団体や地域住民を結び補完するネットワーク組織】

地域会議を設置することによって地域で活動する既存の団体等の存在自体に影響を与えるものではなく、むしろ各団体等が連携・協力することによって補完し合い、自治力の相乗効果を生み出す。

#### 「地域会議」の「共通の枠組み」の考え方

【必要最小限の共通の枠組みが必要】

「地域会議」の公共性を持たせるためには、地域の範囲など、区内全域において地域会議を設置するうえでの「共通の枠組み」が必要である。

ただし、地域の主体性を尊重する観点から「共通の枠組み」は必要最小限とし、地域によ

って具体的な詳細を決めることができる裁量を残しておくことも必要である。

#### 共通の枠組みの視点

【コーディネート機能】 地域会議は各団体等の協力・連携体制を支援する

【地域の主体性の尊重】 共通の枠組みは必要最小限とする

【区のバックアップ機能】 区は地域主体の地域会議を支援する

#### 4 「共通の枠組み」の項目の検討

##### (1) 地域会議が主に扱う活動内容

地域の自主性を尊重する趣旨から、大枠の内容とする。

【地域会議が主に扱う活動内容】(例)

- ・地域団体の活動や地域の状況等の情報交換
- ・地域課題に関する情報の共有と解決策の検討
- ・地域福祉の向上に資する地域主体の行事の運営に関する協力体制の構築
- ・地域の課題解決に向けた区との協働事業の企画提案

##### (2) 地域の範囲

「地域センター(18か所)」、「中学校区(23か所)」、「小学校区(53か所)」、「5ブロック(板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平)」、「会議のテーマにより柔軟に対応」、など。

##### (3) 地域会議の構成メンバー

- ・地域会議を構成するメンバーとして、一定の地域団体等を特定するかどうか
- ・会議への参加資格(地区住民、在住在勤、NPO等の扱い、地域の重複等)
- ・委員の公募の有無

##### (4) 地域会議の運営(事務局)・コーディネーター

・地域会議は地域が主体となって活動する場であり、会議を運営する事務局や会議の進行等を支援するコーディネート機能も地域会議が持つべきである。ただし、準備・立ち上げの段階では区の支援が必要である。

##### (5) 地域会議の拠点(主な活動の場)

・地域会議の地域の範囲とセットで検討する必要がある

##### (6) 地域会議と区との関係

地域が主体となって活動する場という位置づけから、区とは対等な立場で連携・協力する

関係が望ましい。

- ・ 区との協働で行う事業の提案と、その取扱い

( 7 ) 地域会議間の連絡調整

全体協議会などの設置の検討、複数の地域にまたがる共通のテーマでの合同会議の開催など。

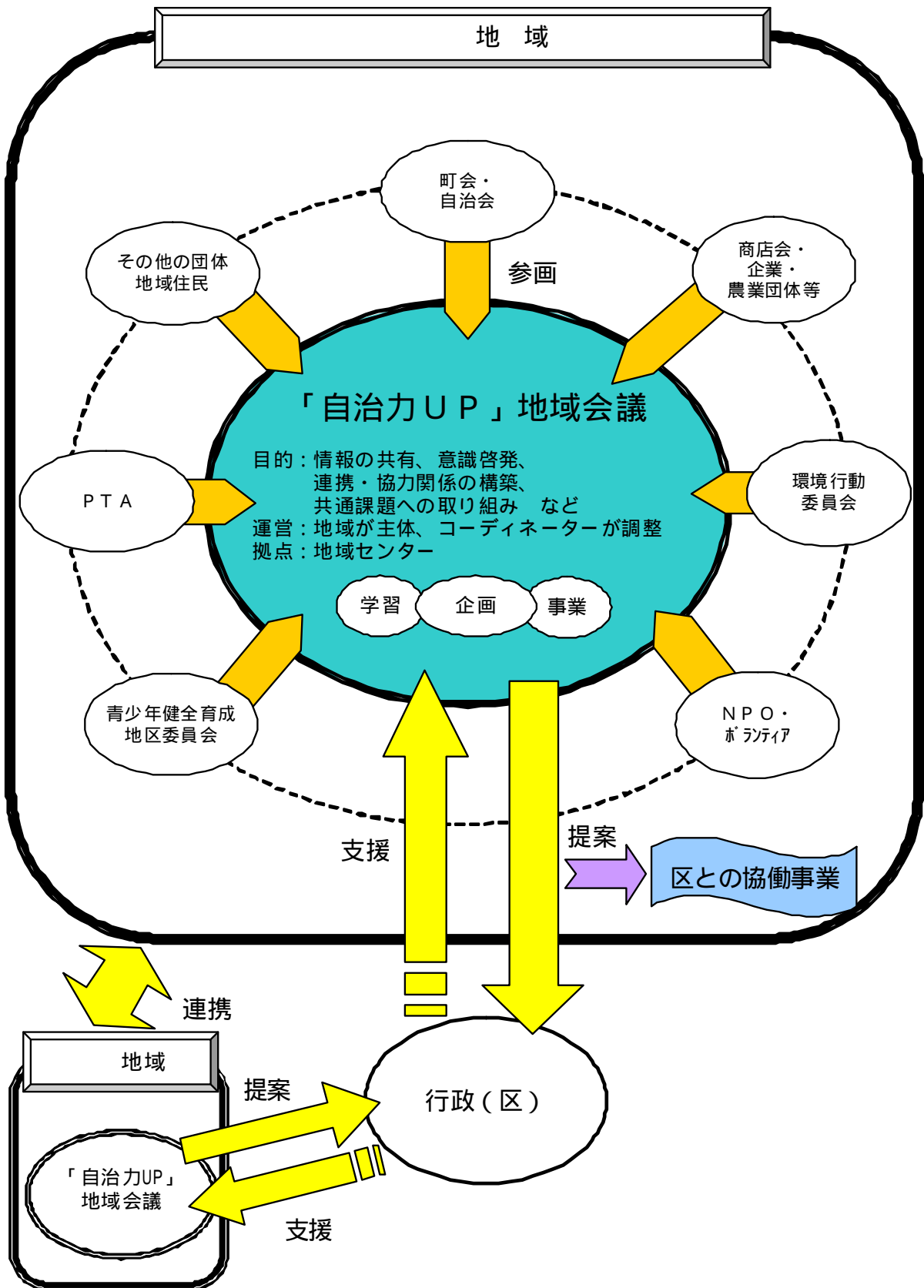
( 8 ) 地域会議の設立までの手順

【地域の自主性の尊重と公共性の確保に沿った設立手順を定める】

(例) 地域会議を作ろうとする地域の有志が準備会を立ち上げ、地域会議の「共通の枠組み」に沿った規約を作成し、申請されたものについて区が認定する。

( 9 ) その他

1 地域会議（仮称）がめざす「新しい協働の仕組み」のイメージ



「自治力UP」地域会議に類する事例

【資料6 別表】

	調布市	豊田市	中野区	目黒区	新宿区	豊島区(未設置)
規模	223,982 人 21.53 k m <sup>2</sup>	425,023 人 918.47 k m <sup>2</sup>	315,030 人 15.59 k m <sup>2</sup>	269,395 人 14.70 k m <sup>2</sup>	317,442 人 18.23 k m <sup>2</sup>	261,601 人 13.01 k m <sup>2</sup>
名称	地区協議会	地域会議	住区協議会	住区住民会議	地区協議会	地域協議会
設置年	平成 11 年	平成 17 年 10 月条例施行	昭和 50 年～58 年に設置	昭和 49 年から順次	平成 17 年度	未設置
地域の範囲	20 地区(小学校区)9 地区で設置済	12 地域自治区	15 住区(地域センター)人口 2 万人程度	22 住区(小学校区単位)	10 特別出張所単位	8 地域(中学校区)を想定
主に扱う活動内容	市民が自主的に「地域のまちづくり」を実践する場 地域の課題を話し合い、問題解決を図る場 地域の皆さんの相互協力により、福祉の向上とコミュニティの形成を図るための多様な活動をする場 地域のまちづくりの課題について協議し、市に提言する場	地域自治区条例第 5 条(地域会議及び代表者会議の役割) 地域会議は、地域の住民の多様な意見の集約と調整を行い、共働によるまちづくりを推進するものとする。 2 代表者会議は、地域自治区内の各地域会議に関連する広域的な事項について審議するものとする。	区計画への地域意見・要望の取りまとめ、集会室の利用方法等の協議、地域ニュース、地域交流イベント等	住区センター(集会施設、老人いこいの家、児童館・学童クラブ、防災拠点)の指定管理者。 住区ニュース、他地域活動事業の実施	・町会・自治会を始め各種地域団体の情報を共有するネットワーク ・多様で開かれた協議会として地区の意見が集約される場 ・地区の日常的課題の解決策を検討 ・現在ある2つの課題別地域会議(「四谷のまち美化」「井戸端会議(芝生に挑戦! )」) ・基本計画等、区の計画に関して、区と意見交換・提案 ・地区の将来の姿を検討	・ハード・ソフト含めた地域のまちづくり施策に関する協議・提案 ・コミュニティレベルでは解決できない地域課題についてより広域的なエリアで連携を図る場としての役割

人口は7月1日現在 板橋区は536,552人、32.17k m<sup>2</sup>

	調布市	豊田市	中野区	目黒区	新宿区	豊島区(未設置)
構成メンバー	主旨に賛同する市民や地域の団体の代表者や構成員など(地域団体を特定していない) 同一人が複数の地域会議に参加できない。	区域内に住所を有する者で、下記のいずれかに該当する者のうちから、市長が選任する。 (1) 公共的団体が推薦する者 (2) 識見を有する者 (3) 公募による者	町会等地域活動団体推薦と公募	町会等の地域活動組織と一般公募	「町会」「各種地域団体」「課題別地域会議」からの推薦及び「公募委員」による。	(役員)町会自治会等地域活動団体等からの推薦・各部会から選出・公募 (部会)当該部会のテーマに関連する地域活動組織の推薦及び公募
事務局・コーディネーター	地域主体であり市は事務局機能を担わない。コミュニティ推進員(当初市が募集、その後自治会連合協議会の推薦)が設立準備に加わり、立ち上げ後もそのまま会に加わりコーディネート役を果たしていた	支所(地域自治区の事務所)	地域センターの事務事業として位置付けられていたが、平成18年に事業要綱廃止となり、より「住民主体」の組織として位置づけられた	住区住民会議に事務局が置かれている	特別出張所が庶務、庁内連絡調整、提案の処理などを担当。地域住民を非常勤職員として1名配置	
活動の場	地区協議会によりまちまち。市として特段の支援はしていない	支所(地域自治区の事務所)	地域センター	住区センター(管理業務を行う)	特別出張所	

## 協働に関わる地域課題と方向性について

「自治力UP」推進協議会（第3回）資料（専門部会における検討内容の中間報告内容）

### 【地域コミュニティの課題】

専門部会では協働領域に関する課題以外に、地域活動の様々な課題がありましたので整理しました。

#### 1. 地域コミュニティの課題（各団体の課題）

##### (1) 町会・自治会

- 若い人たちの町会活動への参加が少ない。
- 人を集めるのが難しい。
- 集合住宅の住民がなかなか町会・自治会に加入しない。集合住宅の居住者の理解や意識改革を促進できる新しい仕組みを考えていく必要がある。

##### (2) 商店街

- 店主の高齢化と空き店舗が課題である。
- 商店街に従業員がいなくなり、イベントに参加できる人手が不足している。

##### (3) 青少年健全育成地区委員会

- 保護者の無関心と児童生徒の参加が少ない。
- 青少年健全育成地区委員会は町会・自治会が母体だから、町会・自治会の高齢化とともに高齢化していく。
- 青少年健全育成の効果が不明確であると言い切られると辛い。例えば、青少年健全育成地区委員会が行っているキャンプに参加した子どもたちの保護者からは非常に評判がよい。

##### (4) 住民防災組織

- 若い人たちが集まらない。
- 女性の区民消火隊が活躍しているが、その女性も高齢化している。
- どの区民消火隊を見ても、訓練しているところは少ない。
- 自分たちの身の安全とか命とか健康とか財産といったものを最終的に守るのは、自分たちの住んでいるこの地域なのだという意識が欠けている。
- 防災意識を教育の場で高めていくことはとても大切である。
- 町会は約600世帯あるが、住民防災組織に要援護者として登録している高齢者は3人しかいない。

##### (5) P T A

- P T A 活動に参加する保護者が少なくなっている。

- 役員のなり手もない。
- 小学校の保護者は働き盛りなので、役員になりたがらないし、地域活動にも参加しない。

(6) 老人クラブ

- 人手の確保が難しい。
- 一つの老人クラブが三つぐらいの町会にまたがっている場合がある。一つの町会に一つの老人クラブだと、もっと協力し合えるのではないか。

(7) 民生・児童委員

- 民生・児童委員には欠員が出ている。民生委員を町会長が推薦するという制度がネックになっているのではないか。

(8) 農業

- 徳丸地区では区民農園の指導員が芋ほりや大根ほりの体験を行っているが、後継者問題で、そんなに長くは続けられない。

## 【協働の推進のために】

協働領域に関する様々な課題と方向性について三つの視点から整理しました。

### 1. 関係づくり

#### (1) 情報の共有

- 地区では、町会連合会の支部、青少年健全育成地区委員会、地区環境行動委員会が、それぞれバラバラに動いている。  
地区では、青少年健全育成地区委員会の会議に町会長が参加して、うまくいっている。情報の共有化
- 青少年健全育成は様々な事業が展開されているが、区民への浸透、情報の共有化ができていない。
- 民生・児童委員協議会は青少年健全育成地区委員会の事業に協力しているが、桜まつりや成人式に出席するだけで、どのような事業をやっているかを知らない人もいるのではないか。

#### (2) 防災

- 地域と学校とが連携した防災訓練をやったほうが有効である。特に、町会の防災訓練に中学生の参加を期待したい。
- これからは、大きな事業所だけでなく、中小零細事業所も、災害のときにはお互いに連携し合うという仕組みづくりが必要である。
- 災害時に工場等従業員の協力を求めていく。
- 農協の支部との連携を深める。

#### (3) 介護

- 地域で支える介護ということで、何らかの協働をやって自治力をUPさせないと、介護を支えていくことはできないのではないか。

#### (4) 老人クラブ

- 老人クラブでは、町会との連携を深めたい。

#### (5) 青少年健全育成

##### ア. 放課後子ども教室

- 放課後子ども教室は学校だけでは無理であり、町会・自治会と連携が必要である。
- 寺子屋事業は準備が大変であり、放課後子ども教室が加わると地域の協力が一層ないと成功しない。

##### イ. 学校との連携

- 地域で横の連携をもって学校をバックアップすべきである。学校まかせにしているのは駄目である。

#### (6) 学校

- 商店街として学校への働きかけは行っているが、校長先生によって対応が随分異なる。
- 学校は一生懸命で、保護者の方の協力が今一つである。
- 学校の先生にも、もっと協力してほしい。特に、放課後子ども教室は、教育委員会主導で学校は責任をとらないというかたちでスタートしているが、学校に話し合いの場をつくっていく必要がある。
- 学校は地域とのコミュニケーションが大切だというのが、実際にはうまくいっていない。

#### (7) 新しい関係（仕組み）づくり

- 町会連合会では、18支部の支部長が毎月1回会合を開いているので、他の団体も参加していただいたら、協働がもっとうまく進むのではないか。
- 既存の仕組みは町会・自治会に依存し、大きな役割を果たしてきたが、その母体の組織率が低下している。そこに依存し続けるというのは大変危険である。
- 既存の組織を前提に議論していても、組織力が低下しているので、これ以上のことは望めない。
- 既存の町会・自治会は、今まで大きな役割を果たしてきたが、今後は、既存の組織のあり方に束縛されない活動や発想をする場が必要である。
- もう少し小さな組織単位をつくって、そこに絶対これだけはという機能や役割を持たせる仕組みが必要である。
- 学校を拠点とした青少年健全育成へシフトしていくとなると、活動の場の調整や各団体等の機能が変わってくる。
- 青少年健全育成は今後、学校を拠点に展開していかなければならない。今後、商店街や企業、青少年健全育成地区委員会などの各団体等の機能や役割分担をどうしていくか、そこへ区民の参加を促していく新しい仕組みが必要になってくる。
- 親子が参加したいと思うような魅力をつくっていく必要がある。新しい出会いによって、家庭・地域・学校がつながっていく。新しい入れ物をつくって、各団体等やNPOなどが参加するとよいと思うが、それに行政が対応できるのかという不安もある。

## 2. 環境づくり

### 1. 場所

- 区と農協で農地を避難場所として提供する、締結を行っているが、その締結を知らない人が多い。再度、確認してほしい。
- 東京都の事業で平成20年度中に、区内にビニールハウスを3、4棟ほど建てる予定だが、ビニールハウスも一時的には避難場所として使えるのではないかと、検討してほしい。

### 2. コーディネーター

- 防災に関するコーディネーターの育成は必要であるが、講習を受けて知識をつけても、地域の既存の団体等とうまくやっていけなければ困ってしまう。
- 一つの団体だけでは大きな災害には対応できない。色々な団体ともしっかりと協働していきたいという方向については異論はない。問題は、どうすればその協働の仕組みづくりができるかということだが、その一つとして、やはりコーディネーターは必要である。それから、情報の共有も絶対に必要である。
- まちの中には、色々なことをやりたい人がいる。そういう人が入りやすい団体・組織が必要である。
- 今後は、益々地域が子どもの健全育成にかかわっていかなくてはならないので、いつまでも地域センターがコーディネーターの役割を担うのではなく、地域がその役割を担うことを模索していくよいタイミング。それが、「新しい公共」であり、新しい協働のあり方である。

### 3. 行政の見直し

#### 1. 区の役割

- 各団体等やNPOなどのバックアップは、区がやるべき。コーディネーターは地域がやるけれども、地域も変わっていく。地域が変わっても、今までの仕事を引き継いでいけるよう、地域センターがバックアップしていく、これが板橋区の「自治力UP」につながる。
- 防災では町会が一番主体になるので、町会の加入率を上げるように、町会が努力しなければならないが、行政もPRをしていく。
- 青少年健全育成地区委員会の事務局が地域センターになっているが、区民には見えていない。新たな区民ニーズに対して、別の入れ物を考えるときが来ている。
- 小学生への防災教育の実施。

#### 2. 集合住宅への働きかけ

- 区の指導で、管理組合に必ず町会には加盟するようにする。
- 区が条例などにより、一定規模以上の集合住宅は防災組織の設置や防水槽の完備など防災体制の整備を義務付けていく。

#### 3. 個人情報

- 町会では今年度の新入生や敬老の日の対象者などを把握できない。
- 住民防災組織への登録は5名である。登録していなくても援助しなければならない人が沢山いる。

#### 4. 地域コミュニティの活動事例

専門部会で各委員から紹介された活動事例です。

- (1) 学校の校庭で行う町会の防災訓練に、少年野球チームを参加させ成果を上げている。
- (2) 町会活動を実施する場合には、三つの商店街と老人会に声をかけている。防災訓練も同様。その成果として、商店街がジャッキやボール等の防災関連の器具を購入し、保管している。
- (3) 高齢者対策で「しゃべるクラブ」とか「リフォームクラブ」を開催。参加している高齢者には、住所と電話番号を登録し、災害時の体制づくりを整備している。しかし、この組織以外では活用できないで困っている。
- (4) 「ものづくり」（製造業）との連携ということで、中学生の職場体験（いわゆるジョブ・シャドウ・デイ）を、高島二中、板橋一中で実施している。学校が直接まちの中に出て行くのは難しいので、その緩衝剤みたいな役割を果たしている。
- (5) 中板橋駅南口商店街振興組合と下頭橋通り共栄会は、弥生町の北と南、仲町、南常盤台一丁目の町会、及びPTAと連携して10年以上前から防災のまちづくりに取り組んできている。特に、災害時の井戸水の確保に取り組んでいる。
- (6) 弥生小学校で、町会、PTA、消防団などと連携して、防災まちづくりのイベントを行っている。
- (7) マンションができると、必ずそこへ町会の役員が行って勧誘している。逆に、新しいマンションの管理組合の方から町会へ入れてくださいと頼まれたこともある。
- (8) 中学生の防災参加を促進するために、地域のお祭りへの参加し、お神輿を担いでもらうことを実施した。板橋第一中学校では町会や学校の先輩が指導して中学生も言うことをよく聞いていた。今では、子どもたちも地域の中で、違和感なく皆さんとあいさつできるようになっている。